

社会保障制度改革の動向等について

社会保障改革プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）

【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布）

【法律の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- **少子化対策**（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- **医療制度**（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- **介護保険制度**（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- **公的年金制度**（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

■ 施行期日

公布日（平成25年12月13日）

（ただし、改革推進本部関連は平成26年1月12日、改革推進会議関連は平成26年6月12日） 1

財政検証と今後の年金制度改革の検討

少なくとも5年に1度実施することとされている年金制度の財政検証については、来年実施されることとなっているが、一体改革関連で行われた制度改革の影響を適切に反映することはもちろん、単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改革につなげていくべきである。 ~ 社会保障制度改革国民会議報告書より ~

《プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する法律)に掲げられた検討課題》

- ・マクロ経済スライドの仕組みの在り方、
- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、
- ・高齢期における就労と年金受給の在り方
- ・高所得者の年金給付及び年金課税の在り方 等

平成26年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(24年1月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	→ 出生高位: 1.60 出生中位: 1.35 出生低位: 1.12	→ 男: 79.55 女: 86.30	→ 死亡高位: 男: 83.22 女: 89.96 死亡中位: 男: 84.19 女: 90.93 死亡低位: 男: 85.14 女: 91.90

労働力の前提 — 「労働力需給推計」(26年2月、(独)労働政策研究・研修機構) 【労働参加が進む・進まない】

経済の前提 — 「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」での検討
⇒ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日)を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い複数ケース】

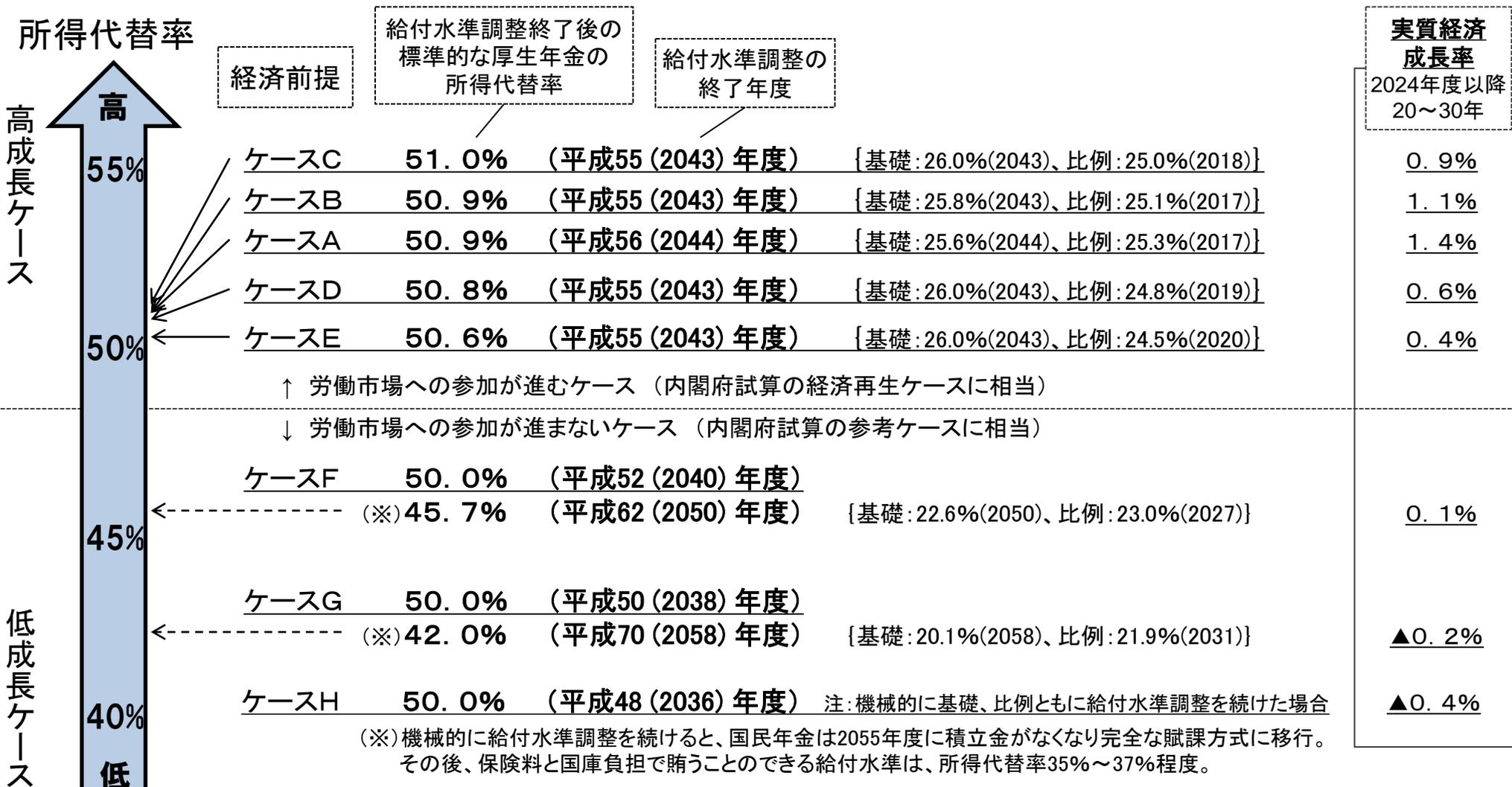
		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定
(有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ただし、国民年金保険料の納付率については、実績や今後の取組を踏まえ、現状のままの納付率で推移した場合、今後の取組強化等により向上した納付率で推移した場合など複数設定

所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)

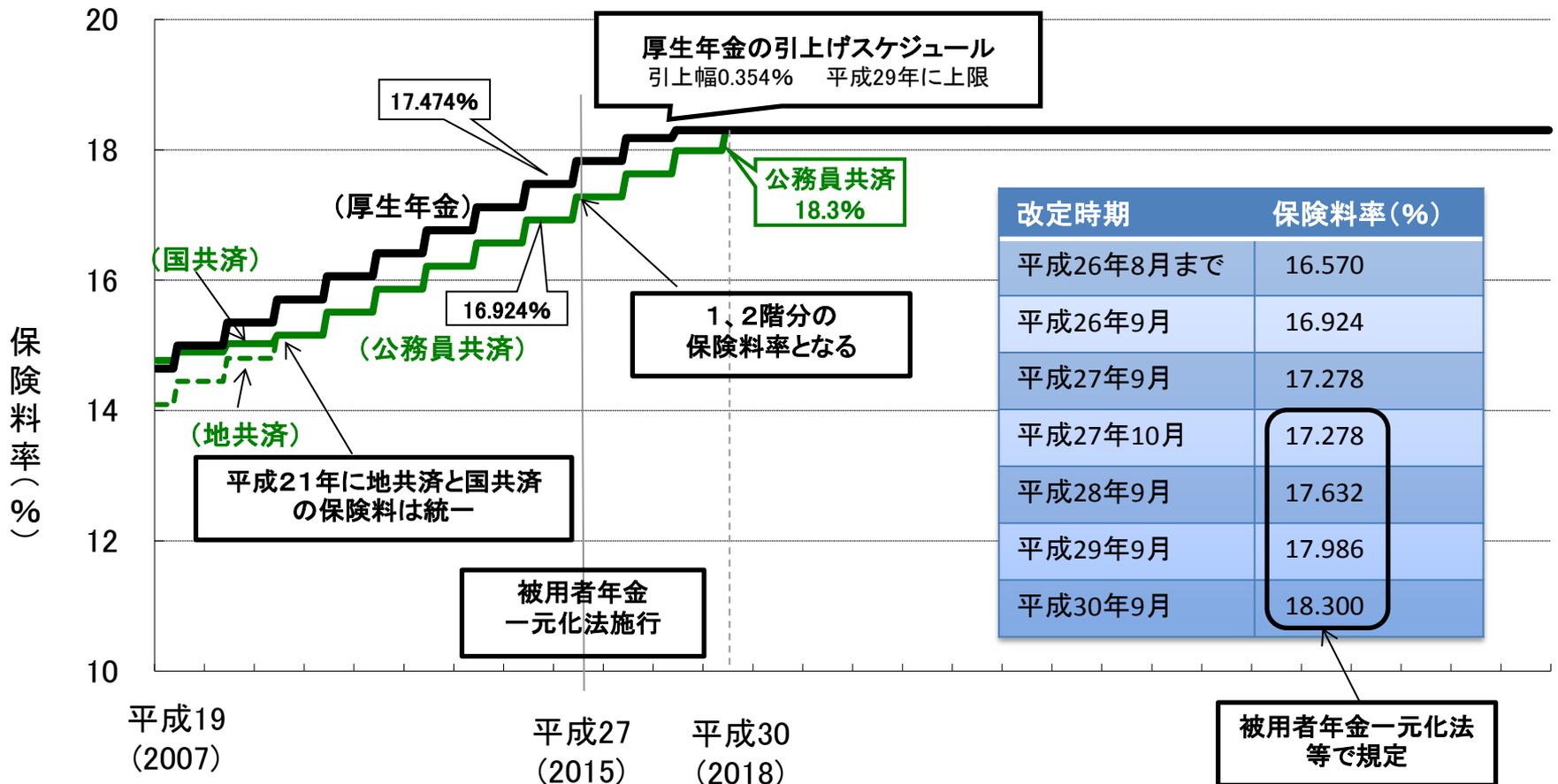


※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

財政再計算の結果及び新掛金率について

平成26年財政再計算の結果、保健料率の引き上げ幅は、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮する必要があることなどから0.354%とし、平成26年9月及び平成27年9月に保険料率を引き上げることとされた。

なお、平成27年10月からは、組合員も厚生年金に加入することとなり、保険料率は被用者年金一元化法等により定められ、平成30年9月に厚生年金の保険料率18.3%に統一される。



1. 公的年金に関する検討課題

(①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討課題)

<財政検証結果の総括>

日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

《年金を支える経済社会の発展への寄与
(特に労働参加の促進)の観点から取り組むべき課題》

- 短時間労働者への社会保険の適用拡大
→労働参加の促進に向けて、多様な働き方が実現できる環境整備。
- 第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し
→女性の活躍促進、働き方改革を進める中で、共働き世帯が一般的であることを前提とした制度設計。
- 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
→出産により就労できない産前産後期間への配慮。
- 高齢期の就労と年金受給の在り方、
在職老齢年金の見直し
→高齢期の就労の促進に向けて、就労インセンティブを高める観点からの制度設計。

等

《持続可能性の強化とセーフティネット機能
の強化の観点から取り組むべき課題》

- マクロ経済スライドの在り方
→賃金・物価の伸びが低いケースにおいて、持続可能性を高め、将来の受給者の年金水準を確保。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大【再掲】
→短時間労働者に被用者としてふさわしい保障を確保。また、自営業者は国民年金、被用者は厚生年金で保障することを基本とすることで、財政が安定(特に基礎年金水準の確保)。
- 高齢期の就労と年金受給の在り方【再掲】
→就労期間と社会保険料拠出期間の延長、個々人の就労と年金受給の選択の幅の拡大を通じて、年金給付水準を確保。

等 6

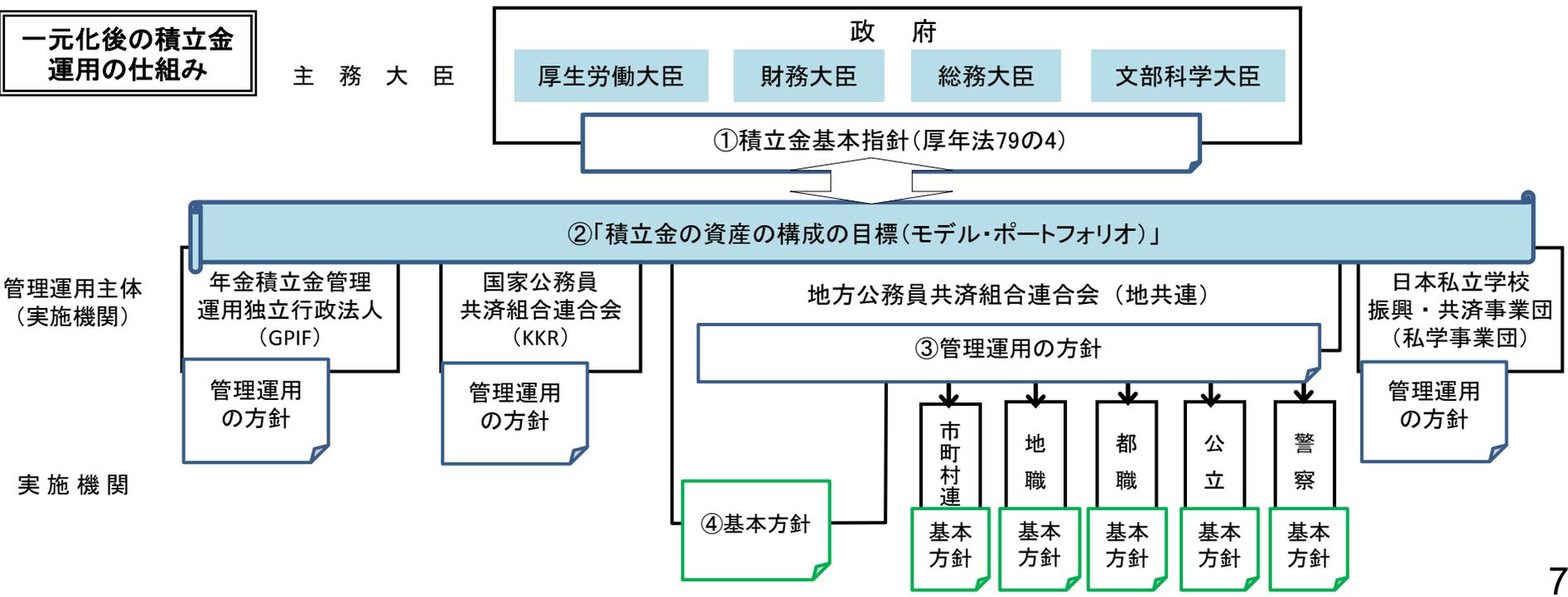
被用者年金一元化後の積立金の運用について

➤ 平成27年10月の被用者年金一元化後も、効率性の観点から年金に係る保険料徴収・給付及び積立金の管理・運用などについて、引き続き共済組合等が実施することとされている。

- ① 主務大臣(※1)が、共同で、「積立金基本指針」を策定(H26.7.3告示済)
- ② 管理運用主体(※2)が、共同で、「積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)」を策定
デフレから脱却しつつある我が国の経済状況を踏まえ、国内債券中心の現在の基本ポートフォリオを見直し、国内外の株式や外国債券を含めた分散投資によって、長期的に、最小のリスクで、年金財政上必要な運用利回りを確保できることを運用の目標とする。
- ③ 地共連が、各地方公務員共済組合等(実施機関)の共通の方針となる「管理運用の方針(地共済におけるモデルポートフォリオを含む)」を策定
- ④ 各地方公務員共済組合等において、「基本方針(基本ポートフォリオを含む)」を策定

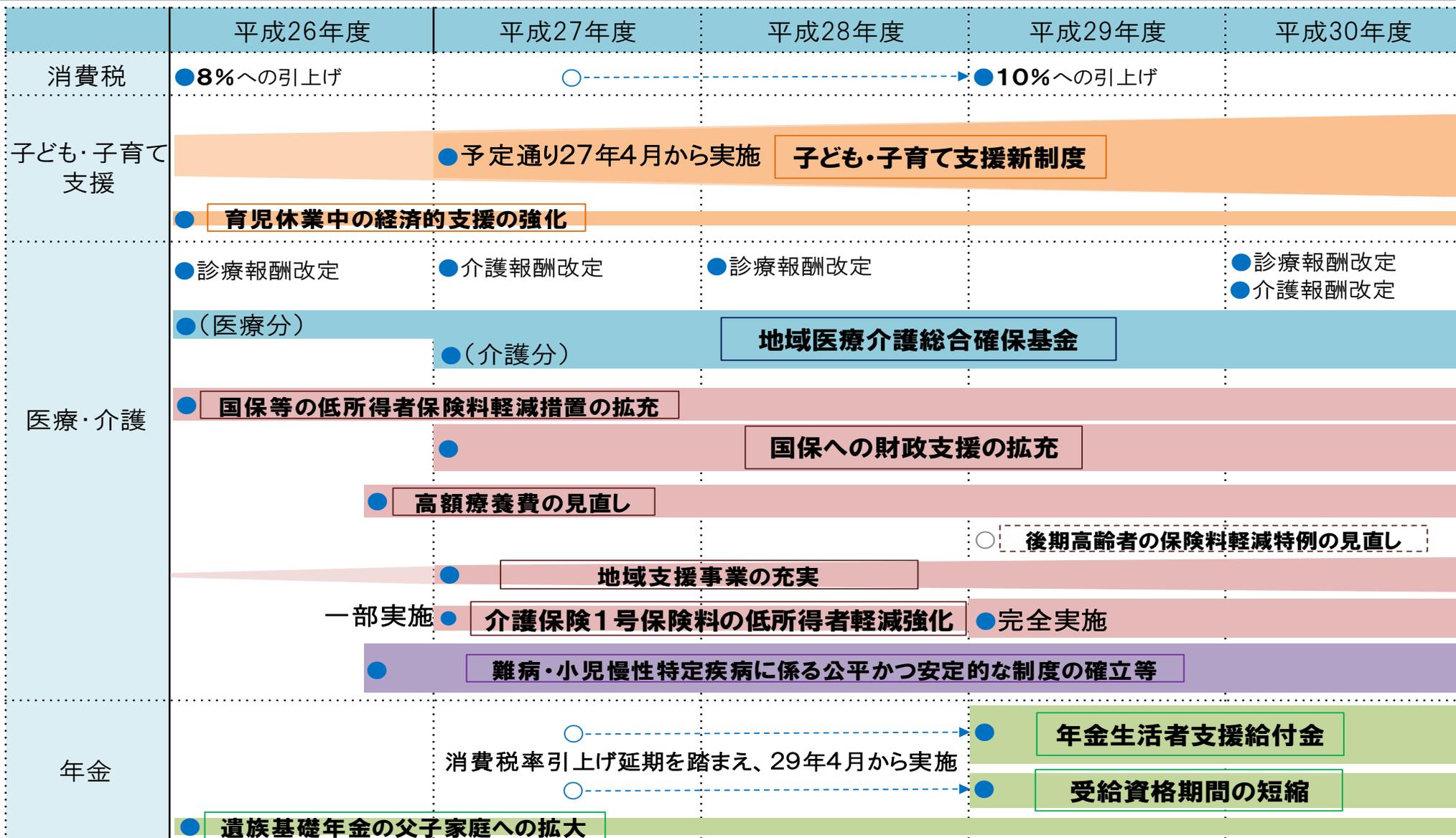
(※1)厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣の4大臣

(※2)年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(KKR)、地方公務員共済組合連合会(地共連)、日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の4機関



社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

○ 消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定※)に沿って着実に推進。



※「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定)抜粋

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

1. 国民健康保険の安定化

- 平成27年度から財政支援拡充
- 平成30年度から財政運営責任の都道府県移行

○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化

- 平成27年度から、保険者支援制度を拡充(約1700億円)。加えて、更なる公費の投入を平成27年度(約200億円)から実施。
- 平成29年度には、全面総報酬割に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1700億円を投入

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、制度を安定化

2. 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 現行：1/3総報酬割
- 平成27年度：1/2総報酬割
- 平成28年度：2/3総報酬割
- 平成29年度：全面総報酬割

○より負担能力に応じた負担として、被用者保険者相互の支え合いを強化するため、総報酬割部分(現行は3分の1)を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施

○拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

3. 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

○国庫補助率を当分の間16.4%と定めることにより、その安定化を図る

○現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置

4. 医療費適正化計画の見直し

- 第3期計画(30~35年度)を前倒しで実施

○都道府県が、地域医療構想と統合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を医療費適正化計画の中に設定

○地域包括ケアの推進等のため、現行の指標について必要な見直しを行うとともに、後発医薬品の使用割合等を追加

5. 個人や保険者による予防・健康づくりの促進

- 平成30年度から、見直し後の加算・減算制度を開始

○保険者による加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、国が策定するガイドラインに沿って保険者が保健事業の中で実施できることを明確化

○後期高齢者支援金の加算・減算制度について、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するよう見直し、平成30年度から開始

<h2>6. 負担の公平化等</h2>	
<p>①入院時食事療養費等の見直し { ・平成28年度から段階的に実施 }</p>	<p>○入院と在宅療養の負担の公平等の観点から、<u>平成28年度から段階的に引き上げ</u> ・現行:1食260円 → 28年度:1食360円 → 30年度:1食460円</p> <p>○<u>低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者は引上げを行わない(据え置き)</u></p>
<p>②紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入 { ・平成28年度から実施 }</p>	<p>○平成28年度から、紹介状なしで大病院を受診する場合等には原則的に定額負担を患者に求める(選定療養の義務化) ・定額負担の額は今後検討</p>
<p>③所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し { ・平成28年度から段階的に実施 }</p>	<p>○所得水準の高い国保組合の国庫補助を<u>平成28年度から5年かけて段階的に見直し(所得水準に応じて13～32%の補助率)</u></p> <p>○所得水準の低い国保組合の国庫補助には影響が生じないようにするため、<u>調整補助金の総額を医療給付費等の15.4%まで段階的に増額</u></p>
<p>④後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し</p>	<p>○後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となっていることなど不公平をもたらしており、見直しが求められている。</p> <p>○<u>後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。</u></p>
<h2>7. 患者申出療養(仮称)の創設</h2> { ・平成28年度から実施 }	<p>○患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、<u>患者申出療養(仮称)を創設</u></p>